広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県条例第十四号

広島県税条例の一部を改正する条例

（広島県税条例の一部改正）

第一条　広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第五十五条の五第一項第三号中「第四十二条第六項（」の下に「同条第八項又は」を加え、同条第二項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第二条　広島県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条の三及び第五十五条の五第二項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例中第一条及び次条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条及び附則第三条の規定は平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の広島県税条例第五十五条の三及び第五十五条の五の規定は、第一条の規定の施行の日（以下「第一条施行日」という。）以後に事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び第一条施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、第一条施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の広島県税条例第五十五条の三及び第五十五条の五第二項の規定は、第二条の規定の施行の日（以下「第二条施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第二条施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に保

税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。